

愛知県プラスチックリサイクル協同組合定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、愛知県プラスチックリサイクル協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、愛知県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う合成樹脂の共同加工
- (2) 組合員の取り扱う廃プラスチック類並びに副資材の共同購買
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- (4) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
- (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (7) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 廃プラスチック類の再生加工を行う者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決定する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員はあらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までにその組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員。
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員。
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

(脱退者の持分の払いもどし)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料または手数料)

第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3. 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出さなければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は、一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超えたとき。

(過怠金)

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠を課すことができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与

えるものとする。

- (1) 第7条第5号に規定する団体協約に違反した組合員。
- (2) 第13条、第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員。

第 4 章 出資及び持分

(出資一口の金額)

第20条 出資一口の金額は、50,000円とする。

(出資の払込)

第21条 出資は一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 12人以上15人未満
- (2) 監 事 1人又は2人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 理 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会終結時までのいずれか短い期間。但し、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない。
- (2) 監 事 2年又は任期中の第2回目の通常総会終結時までのいずれか短い期間。但し、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない。

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人をこえることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがいその職務を代理し、又は代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
5. 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実業務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の報酬)

第 31 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第 32 条 本組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第 33 条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2. 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第 34 条 本組合に次の職員を置くことができる。

(1) 書記 1名

(2) 技師 1名

第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 35 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 36 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 37 条 組合員は前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理することができる組合員の数は 1 人とする。

(総会の議事)

第 38 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 39 条 総会の議長は、総会ごとに出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちか

ら選任する。

(緊急議案)

第 40 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 36 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第 41 条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1組合員のためにする債務保証の金額の最高限度。
- (3) その他理事会において必要と認める事項。

(議会の議事録)

第 42 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 組合員数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、前項の請求をした日から 5 日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続きをしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第 44 条 理事長の招集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし理事全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第 45 条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面決議)

第 46 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案。

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項。

(理事会の議長及び議事録)

第 48 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第 42 条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 4 号中（「可決、否決の別及び賛否の議決権数」）とあるのは、「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

(委員会)

第 49 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 50 条 本組合の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第 51 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第 52 条 本組合は、減資差益（第 14 条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積みたてるものとする。

(再評価積立金)

第 53 条 本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 54 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第 55 条 本組合は、第 7 条第 6 号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第 56 条 1 事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利用剰余金とし、第 51 条の規定による法定利益準備金、第 54 条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第 57 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割をこえないものとする。

3. 配当金の計算については、第 23 条第 2 項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 58 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金、再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第 59 条 本組合は、事業年度末ごとに職員退職給与引当金として、職員給与総額の 20 分の 1 以上を計上する。